

居宅サービスの助言・よくある質問

令和6年3月19日現在

No.	サービス種類	基準	項目	豊中市の見解
1	共通	その他	事業所のFAX、メールアドレス	事業所へのFAXの設置及びメールアドレスの取得は義務ではない。ただし、市からのお知らせをメールで発信するケースが多いことから、メールアドレスを取得・届出するのが望ましい。
2	共通	その他	常勤、非常勤の扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規、非正規などの雇用形態に関わらず、事業所における常勤が勤務すべき勤務時間数を満たす職員は、当該事業所における「常勤」職員として取り扱う。</li> <li>・同一法人の運営する複数事業所において勤務する常勤職員にあつては、それぞれの事業所での勤務時間が「常勤が勤務すべき時間数」に達していない場合は、非常勤職員としてそれぞれの事業所で取り扱う。</li> <li>・なお、事業所における常勤が勤務すべき時間数は、事業所ごとに設定できるが、32時間／週を下回る場合は32時間を基本とする。</li> </ul>
3	共通	その他	兼務について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとつの事業所で、ふたつ以上の職種で勤務する場合は兼務。</li> <li>・同一法人が運営する他の事業所で勤務する場合は兼務ではなく、それぞれの事業所で非常勤専従となる。</li> </ul>
4	通所介護	運営・運用	循環式の入浴設備について	1年に1回以上レジオネラ菌の定期的な検査を行い、保健所及び当課へ報告すること。
5	通所介護	その他	事業所で調理する場合について	事業所開設までに保健所で注意や留意点等の指導、説明を受けること。